

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 計量器の定期検査を実施する件 四六
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四六
- 落札者を決定した件 四六

## 告 示

**福島県告示第六百三十号**  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成三十年八月十四日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査  
 福島県知事 内 堀 雅 雄

| 検査区域 | 対象となる特定計量器  | 検査の期日及び時間   | 検査場所             |
|------|---|---|------------------|
| 南相馬市 | 非自動車ばかり（計量法施行令（平成五年政令第329号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）<br>分銅及びおもり | 九月一八日<br>午後一時三〇分から<br>午後三時まで                      | 小高保健福祉センター       |
| 相馬市  |   | 九月一九日<br>午前九時三〇分から<br>午前一二時まで<br>午後一時から<br>午後四時まで | スポーツアリーナ<br>ナソウマ |

|      |        |         |                        |  |                      |   |
|------|--------|---------|------------------------|--|----------------------|---|
| 南相馬市 | 相馬郡新地町 | 右に掲げる市町 | 右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの | 九月二〇日<br>午前九時三〇分から<br>午前一一時三〇分まで   | 同                    | 同 |
| 同    | 同      | 同       | 同                      | 九月二五日<br>午前一〇時三〇分から<br>午前一二時まで<br>午後一時から<br>午後三時まで                                   | 新地町役場                | 同 |
| 同    | 同      | 同       | 同                      | 九月二六日<br>午前一〇時三〇分から<br>午前一二時まで<br>午後一時から<br>午後三時まで                                   | 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」 | 同 |
| 同    | 同      | 同       | 同                      | 九月二七日<br>午前一〇時三〇分から<br>午前一二時まで   | 鹿島体育館                | 同 |
| 同    | 同      | 同       | 同                      | 九月二八日から一〇月二六日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）<br>午前九時から<br>午前一一時三〇分まで<br>午後一時から<br>午後三時まで | 福島県計量検定所             | 同 |

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

| 検査区域                   | 対象となる特定計量器     | 検査の期日                                 |
|------------------------|----------------|---------------------------------------|
| 相馬市、南相馬市、相馬郡新地町及び同郡飯館村 | 非自動はかり、分銅及びおもり | 十一月一日から十二月二日<br>一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |

（計量検定所）

公 告

公告第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第180号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月14日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
走査型電子顕微鏡及び試料研磨装置 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
平成30年7月25日
- 落札者の氏名及び住所  
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 落札金額  
41,040,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月5日

（入札用度課）